

No. 1

制 度 名	茨城県被災者生活再建支援補助事業	主管課名	防災・危機管理課・ 総務・危機管理 G																												
		問合せ先	029-301-2879																												
目的・趣旨	自然災害によりその居住する住宅（以下「住家」という。）に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、当該世帯へ支援金を支給した市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。																														
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 次に規定する自然災害により住家に被害を受けた世帯の世帯主に対し、市町村が実施する生活再建のための支援金を支給する事業 (1) 県内において法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害 (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が 1 世帯以上発生した自然災害</p> <p>[補助要件等] 対象事業と同じ</p> <p>[対象経費] 市町村が被災世帯へ支給した支援金</p> <p>[補助限度額等] 次の表の各支援金額に、県負担割合を乗じた金額 (単位：万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">罹災区分 (損害割合)</th> <th rowspan="2">基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> </tr> <tr> <th>再建方法</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊・解体 (50%以上) 大規模半壊 (40%台)</td> <td rowspan="3">100 (全壊・解体) 50 (大規模半壊)</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊 (30%台)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>半壊 (20%台)</td> <td>20</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※単数世帯の場合は表の 3/4 の額</p>						罹災区分 (損害割合)	基礎支援金	加算支援金		再建方法	金額	全壊・解体 (50%以上) 大規模半壊 (40%台)	100 (全壊・解体) 50 (大規模半壊)	建設・購入	200	補修	100	賃貸住宅	50	中規模半壊 (30%台)	-	建設・購入	100	補修	50	賃貸住宅	25	半壊 (20%台)	20	-	
罹災区分 (損害割合)	基礎支援金	加算支援金																													
		再建方法	金額																												
全壊・解体 (50%以上) 大規模半壊 (40%台)	100 (全壊・解体) 50 (大規模半壊)	建設・購入	200																												
		補修	100																												
		賃貸住宅	50																												
中規模半壊 (30%台)	-	建設・購入	100																												
		補修	50																												
		賃貸住宅	25																												
半壊 (20%台)	20	-																													
[経費負担割合]																															
区 分		国	県	市町村	その他																										
(1) 県内において法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害（半壊世帯に対する支援に係るものを除く。）		-	2/3	1/3	-																										
(2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が 1 世帯以上発生した自然災害		-	1/2	1/2	-																										
(3) (1)のうち、半壊世帯に対する支援に係るもの		-	1/2	1/2	-																										
[令和 8 年度当初予算額] 9,000 千円		[令和 8 年度補助対象団体] 発災時随時対応																													
[備考] 半壊世帯に対する支援は県独自となる。(法では半壊世帯への支援なし)																															